

三芳町総合体育館 事故調査報告書

2019年12月

三芳町総合体育館事故調査委員会

目次

1	はじめに.....	- 3 -
2	事故の概要.....	- 3 -
	(1) 事故の発生状況.....	- 3 -
	(2) 事故現場の状況.....	- 4 -
	(3) 事故発生までの経過と当日のその後の対応.....	- 5 -
3	事故調査委員会の概要.....	- 5 -
	(1) 委員会の構成.....	- 5 -
	(2) 調査の目的.....	- 6 -
4	事故原因調査の概要.....	- 6 -
	(1) 専門業者による現地調査.....	- 6 -
	(2) 委員会による現地確認.....	- 6 -
	(3) 委員会による審議.....	- 7 -
	(4) 類似事故参考事例.....	- 7 -
5	前提となる基本情報.....	- 7 -
	(1) アリーナの沿革・概要.....	- 7 -
	(2) アリーナの補修状況.....	- 8 -
	(3) 施設の管理運営状況.....	- 9 -

6 事故原因の検証	- 9 -
(1) 専門業者による調査結果	- 9 -
(2) 床板の不具合を生じさせた要因.....	- 9 -
(3) 本アリーナの状況及び調査・分析の検証結果.....	- 11 -
(4) 床面の確認方法について	- 16 -
7 事故原因に関する意見	- 16 -
8 再発防止策	- 17 -
(1) 所有者（三芳町）	- 17 -
(2) 管理者（東京ドーム・ツールツリーグループ）	- 17 -
9 おわりに	- 18 -

添付資料

資料 1：三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する基本協定書

資料 2：三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する平成 30 年度協定書

資料 3：三芳町総合体育館、三芳町運動公園グラウンド、三芳町運動公園テニスコート、
三芳町竹間沢テニスコート、三芳町弓道場および三芳町文化会館（愛称：コピス
みよし）業務仕様書

資料 4：スポーツ施設(株)による点検報告書

資料 5：北海道パーケット工業(株)による調査報告書

1 はじめに

2019年2月22日、三芳町が所有し、東京ドーム・トールツリーグループが管理・運営する三芳町総合体育館のアリーナにて、フットサルで利用していた埼玉県在住の男子大学生が、試合前のウォーミングアップ中に剥離した床板で重傷を負う事故が発生した（以下、「本件事故」という）。

文部科学省及びスポーツ庁より、2017年5月29日付けで「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止（通知）」（29 施企第2号）において、注意を喚起する通知が出されていたところ、本件事故が発生してしまったことから、三芳町は事故原因を分析・解明し、再発防止を図るために三芳町総合体育館事故調査委員会（以下、「本委員会」という）を設置した。

本委員会は、本件事故の発生状況や経過等を明らかにした上で、その発生原因の調査・分析および検証を行い、二度とこのような重大事故が起きないように本報告書をもって再発防止策を提言するものである。

なお、調査期間中に元号改正があり、年号は全て西暦で表記をしている。

2 事故の概要

(1) 事故の発生状況

① 事故発生日時

2019年2月22日（金）14:40

② 事故発生場所

三芳町総合体育館アリーナ内

③ 負傷者について

大学のフットサルサークル所属の男子大学生

④ 負傷者の行動

同アリーナで開催されていたフットサル大会の試合のウォーミングアップ中、スライディングを行った際に木製床が剥離し、木片が負傷者の左臀部から背中にかけて突き刺さった。木片が削られた部分の大きさは長さ約420mm×先端幅2mm×末端幅30mmで300mm程度刺さっていた。

⑤ 負傷者の状況

筋肉内異物摘出手術のため、埼玉医科大学総合医療センターに救急搬送され、約500mm程度の切開をし、木片を除去する緊急手術を受けた。

(2) 事故現場の状況

① 監視カメラの映像で確認した事故時の負傷者の状況



赤い丸で囲っているのが負傷者
矢印の方向に向けて走り出し
スライディングをする。



スライディングをして負傷した直後
木片が体内に刺さり、立ち上がれない。

② 剥離した床の状況



体育館外観



アリーナ全体



事故発生現場



フローリングの剥離箇所 (約 420mm)



事故発生現場（深さ約 6mm）



矢印の方向に滑り込んだ。

(3) 事故発生までの経過と当日のその後の対応

時刻	内容
7:30 頃	清掃を委託している業者による日常清掃実施 アリーナ外周部の掃き掃除及びモップ掛け
9:00	大会運営者のカレッジフットサルリーグ（FFC）来館 利用開始（終日貸し切り）
11:00	第 1 試合開始
14:40	第 4 試合開始前のウォーミングアップ中に本件事故発生 館長、副館長が事故現場に駆けつけ、アイシング
14:45	救急車要請
14:55	救急隊到着
15:20	救急車にて病院に搬送
17:00	町長室にて緊急対応会議を開き、アリーナ利用中止の第 1 報を町ホームページへの掲載と、2 月中のアリーナ利用者への中止連絡を決定
20:00	体育施設専門業者（スポーツ施設（株））の緊急簡易点検を実施

* 本件事故発生後、本アリーナは利用を中止し、当面の貸し出しを見合わせた。

3 事故調査委員会の概要

(1) 委員会の構成

委員長	三芳町体育協会 会長	島田 喜昭
委員	埼玉県体育施設協会 会長 (埼玉県スポーツ振興課 課長)	依田 英樹 (～2019年3月31日)

委員	埼玉県体育施設協会 会長 (埼玉県スポーツ振興課 課長)	小谷野 幸也 (2019年4月1日～)
委員	三芳町生涯学習課 課長	金井塚 和之 (～2019年3月31日)
委員	三芳町 MIYOSHI オリンピアド推進課 課長	百富 由美香 (2019年4月1日～ 2019年7月4日)
委員	三芳町 MIYOSHI オリンピアド推進課 課長	鈴木 喜久次 (2019年7月5日～)
委員	三芳町財務課 管財契約担当主幹	三浦 康晴
委員	三芳町都市計画課 副課長	古山 智志
委員	(株)東京ドームスポーツ 専務取締役	川辺 尚
委員	(株)東京ドーム 公共施設事業室 室長	小松 淳也
委員	(株)東京ドーム 安全推進室 室長	加藤 修一
委員	東京ドーム・ツールツリーグループ 統括責任者 ((株)ケイミックスパブリックビジネス)	針ヶ谷 利治
事務局	三芳町 MIYOSHI オリンピアド推進課 副課長	高橋 章次
事務局	三芳町総合体育館 館長 ((株)東京ドームスポーツ)	荒浪 和

(2) 調査の目的

本件事故の発生状況や経過等を明らかにした上で、その発生原因の調査・分析および検証をして、再発防止策を提言するものである。

4 事故原因調査の概要

(1) 専門業者による現地調査

2019年2月26日(火) 18:00～20:00 実施者 スポーツ施設(株)¹
2019年2月28日(木) 10:00～11:00 実施者 初雁興業(株)²、
北海道パーケット工業(株)³

(2) 委員会による現地確認

2019年3月15日(金) ※写真1



※写真1

¹体育施設全般の設計・施工・維持管理を行う企業

²本体育館の施工業者

³本アリーナの床板製造メーカー

(3) 委員会による審議

① 第1回 2019年3月15日(金) 14:00～15:00 ※写真2

＊事故概要について

＊総合体育館における日常点検の概要について

＊2018年12月に実施したアリーナ床修繕の概要について



※写真2

② 第2回 2019年3月28日(木) 10:00～11:00

＊消費者庁現地調査の報告⁴

＊日常点検及び日常・定期清掃について

＊過去の修繕工事について

＊次回の事故調査委員会での検討項目について

③ 第3回 2019年4月19日(金) 14:00～16:10

＊事故調査委員会調査等報告書(素案)の検討について

④ 第4回 2019年9月11日(水) 14:00～16:20

＊事故調査委員会調査等報告書(素案)の検討について

⑤ 第5回 2019年12月25日(水) 15:00～16:20

＊事故調査委員会調査等報告書(最終素案)の検討について

(4) 類似事故参考事例

NTC 共用コート的事例⁵、及び、「消費者安全法第23条第1項の規程に基づく事故等原因調査報告書」⁶(以下「消費者安全調査委員会による報告書」という。)等の調査報告書の参考情報を収集した。

5 前提となる基本情報

(1) アリーナの沿革・概要

○ 竣工時期

⁴2019年2月26日の名古屋で発生した類似事故を受けて、現地確認、質疑応答が行われた。

⁵2017年6月10日に東京都北区にあるナショナルトレーニングセンターで発生した床板剥離事故の事例報告書は右記URL https://www.jpnsport.go.jp/hpc/Portals/0/news/pdf/170830_houkoku.pdf

⁶2017年5月29日に消費者安全委員会より発行された「消費者安全法第23条第1項の規程に基づく事故等原因調査報告書—体育館の床板の剥離による負傷事故—」
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/10_houkoku_gaiyou.pdf

- 2006年3月
- 供用開始日
2006年10月
- 所有者
埼玉県三芳町
- 所管
2006年10月～2010年3月 教育委員会 スポーツ振興課
2010年4月～2012年3月 町長部局 地域振興課
2012年4月～2019年3月 教育委員会 生涯学習課
2019年4月～ 町長部局 MIYOSHI オリンピアド推進課
- 管理者
指定管理者 東京ドーム・トールツリーグループ
代表企業 (株)ケイミックスパブリックビジネス
構成企業 (株)東京ドーム、(株)東京ドームスポーツ
- 構造
鉄筋コンクリート造、一部鉄骨4階建
- 床面積
アリーナ面積 1,570.21 m² 総面積 5,933.00 m²
- 床の種類
スペシャルハイド(複合フローリング) かば3P 21mm×225mm×1,800mm
- 塗料
工場塗装品の上、ライン塗装、2液ウレタン1回塗装
- 床下地
鋼製床下地(組床式) H500/捨貼合板 t=15
- 空調設備
アリーナは機械喚気のみ。2階の選手控え席には空調がある。
- 指定管理業務の範囲(巻末参照)
三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する基本協定書(資料1)
三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する平成30年度協定書(資料2)
三芳町総合体育館、三芳町運動公園グラウンド、三芳町運動公園テニスコート、三芳町竹間沢テニスコート、三芳町弓道場および三芳町文化会館(愛称: コピスみよし)業務仕様書(資料3)

(2) アリーナの補修状況

2014年6月～7月 床不陸及び剥離部分張替・塗装補修

2015年6月	アリーナ床補修
2015年9月	アリーナ床部分張替補修
2016年5月	アリーナ床金具補修
2016年9月	アリーナ部分補修
2017年7月	アリーナ床ピース補修
2018年12月	アリーナ床補修

(3) 施設の管理運営状況

- 三芳町による公設公営
2006年10月から2010年3月までは所有者である三芳町による公設公営
- 指定管理制度による運営
2010年4月より東京ドーム・トールツリーググループによる運営
第1期 2010年4月～2015年3月
第2期 2015年4月～現在に至る。
- アリーナの利用状況
主に、バスケットボール、フットサル、バドミントン、バレーボール、卓球、ハンドボール、剣道などのスポーツ活動で利用
年間約8万人利用（2017年度実績）
- 日常点検及び清掃
日常点検：毎日、スタッフの目視による点検を実施
日常清掃：隔日で清掃業者により実施
利用者はアリーナ使用后、清掃を実施
定期清掃：年2回、清掃業者により実施

6 事故原因の検証

(1) 専門業者による調査結果

- ① スポーツ施設(株)による点検報告書(資料4)
- ② 北海道パーケット工業(株)による調査報告書(資料5)

(2) 床板の不具合を生じさせた要因

- ① 消費者安全委員会による報告書によると、木製床の剥離原因については主に下記のことが考えられるとの記載がある。

【「消費者安全調査委員会による報告書」57、58頁】

床板の不具合を生じさせた要因として、木製床の使用に伴う劣化のみならず、設計・施工、維持管理及び利用の各段階における床板の過度な水分の吸収やその乾燥の影響（以下「水分の影響」という。）等が考えられる。

木製床の使用に伴う劣化について、事故が発生した体育館のうち、1か所（事例1※）は、体育館全面にわたって割れ、段差、目隙などがみられた。別の1か所（事例3※）は、年間を通じて多目的に利用されており、利用時の力の作用などによって床板に不具合が生じる頻度も通常の体育館より多いことが推定され、実際、補修された跡が多数みられた。2か所とも20年以上床の改修を行っていない体育館であった。

木製床の塗膜の耐用年数は10年程度であり、その間にポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りを行ったり、10年でサンダー掛け後の再塗装を行ったりするといった計画を立てて改修を行うことにより、木製床の初期の性能を維持することができるとされている。このため、20年以上塗装面の改修を行っていない場合には、塗膜の保護機能の劣化によって、床板の不具合が生じると考えられる。

一般に木材は周囲の温湿度の変化に応じて吸湿したり放湿したりし、それに伴って寸法も変化している。このため、床板においても過度に吸放湿するような環境の下では、床板の変形が大きくなり、段差や割れなどの床板の不具合につながるといわれている。

床板の含水率が適切な範囲から逸脱する要因として、立地環境、空調、維持管理時の水拭き、ワックス掛けなど、様々な状況が考えられる。

事故が発生した1か所では、竣工当初、床面が湿気で濡れているような状態が生じており、その後事故発生までにバレーボール用ネットの支柱固定穴のずれが生じるといった、水分の影響によると考えられる木材の寸法の変化がみられた（事例2※）。また、ウレタン塗装によって強く固着されていた床板が水分の影響により変形し、隣合う床板の長手方向の側面で亀裂が生じたと考えられる事例もあった（事例4※）。

維持管理に関しても、水分を持ち込む水拭きやワックス掛けが行われている体育館がみられた。事故が発生した体育館のうち、水拭き及び洗浄が行われていた体育館が1か所（事例1）、ワックス掛けが行われていた体育館が2か所（事例1及び事例4）あった。アンケート調査では、学校の体育館の46%、公共の体育館の42%でワックス掛けを行っているとの回答があった。

木製床の使用に伴う劣化及び水分以外で、床板の不具合を生じさせた要因として、土砂等の異物、傘の先や金属製の椅子など尖った硬い物、重量物の影響が挙げられる。

アンケート調査では、各入口にマットを敷いている、傘類の持ち込みを禁止している、フロアシートを適宜利用している等の木製床の保護策を行っている体育館は、50%以下であった。

注) 引用部分のうち、本委員会が注目した箇所に下線を引いた。

※ 事例1 「消費者安全調査委員会による報告書」30～35頁

※ 事例2 「消費者安全調査委員会による報告書」35～39頁

※ 事例3 「消費者安全調査委員会による報告書」39～42頁

※ 事例4 「消費者安全調査委員会による報告書」42～45頁

② 消費者安全調査委員会による報告書の検討

消費者安全調査委員会による報告書の記載内容を踏まえると、床板の不具合を生じさせた要因としては、①「木製床の使用に伴う劣化」、②「水分の影響」、③「土砂等の異物、傘の先や金属製の椅子など尖った硬い物、重量物の影響」の3点が考えられる。

そこで、本委員会としては、これら3つの視点から本アリーナの状況を検証した。

(3) 本アリーナの状況及び調査・分析の検証結果

① 木製床の使用に伴う劣化について

ア 木製床の劣化状況

スポーツ施設(株)による体育館全面点検報告書(2019年2月26日調査実施)において、「発生した事故現場だけでなく、複数、床に傷、反り、あばれがありました」との記載がある。

また、北海道パーケット工業(株)による調査報告書(2019年2月28日調査実施)には、「1Fアリーナにて表面材の割れが発生している。(破片は病院で除去)」「他にもササクレている個所が幾つかある。」との記載がある。

したがって、本アリーナの木製床は本件事故当時、使用により劣化していたものといえる。なお、本件事故後、本アリーナは利用停止としていたことから、上記2件の調査においては、本件事故当時の状況が維持されていたものである。

イ 全面改修について

消費者安全調査委員会による報告書によれば、「木製床の塗膜の耐用年数は10年程度であり、その間にポリウレタン樹脂塗料の重ね塗りを行ったり、10年でサンダー掛け後の再塗装を行ったりするといった計画を立てて改修を行うことにより、木製床の初期の性能を維持することができるとされている」と記載されている。

この点について、本アリーナは、2006年10月に供用開始をしてから本件事故時には12年が経過しているが、ポリウレタン樹脂塗装の重ね塗り、全面サンダー掛け後の再塗装等の全面改修はされていない。

三芳町教育委員会生涯学習課及び指定管理者との間では、連絡調整会を毎月開催して、確認事項及び連絡事項について協議をしていた。連絡調整会のうち、本

アリーナの床板の改修工事に関する協議の要旨は次のとおりである。

記

- (i) 2017年10月17日の連絡調整会
三芳町は指定管理者に、来年度実施検討項目の体育館アリーナ床の修繕予定に伴い、剥離箇所の写真（位置の確認できるもの）を提出するように依頼した。
※会議終了後、指定管理者は三芳町に、アリーナ床の剥離箇所の写真（ナンバリングあり）を提出した。
- (ii) 2018年2月15日の連絡調整会
三芳町は指定管理者に、体育館の床修繕は2018、2019年度の修繕事業とする、と説明をした。
- (iii) 2018年3月15日の連絡調整会
三芳町は指定管理者に、体育館の床修繕の予算は3月22日に議決の予定であり、実施は2019年度となるが2018年度中に再見積りを取ると説明した。
- (iv) 2018年7月18日の連絡調整会
三芳町は指定管理者に、2019年度に行うアリーナ床修繕はリフレッシュ工事（床の表面を削って平らにした後にラインを引き直す工事）であると説明した。
- (v) 2018年9月19日の連絡調整会
指定管理者は三芳町に、バスケットゴールの設置場所および移動経路は重量により傷んできて歪みが出てしまうので、動線を強固なものにすることを含めた木製床の全面張り替えを提案した。
※会議終了後、指定管理者は三芳町に対し、大型フローリングカバー工法および動線補強による床板の全面張り替え工事の見積書を提出した。
- (vi) 2018年11月13日の連絡調整会
三芳町は指定管理者に、12月20日に行われる来年度の体育館の利用調整会（町・連盟等のイベント、大会等の調整）後、空き状況をみてアリーナ床修繕の日程を検討すると説明した。
※その後、三芳町は2020年1月に床板のリフレッシュ工事を行うことを決定した。
- (vii) 2018年12月14日の連絡調整会
指定管理者は三芳町に、12月29日の休館日にアリーナ床の「ささくれ部分」をパテで固める補修を実施することと、12月19日に施工業者と事前確認をすると報告をした。
以上のような経緯を踏まえると、本アリーナの木製床については、遅くとも

2017年10月17日時点においては、三芳町及び指定管理者のいずれも、サンダー掛けをした後に再塗装をするなどの全面的な改修工事をする必要があるほど床面が劣化していたと認識していたことがうかがわれる。

ウ 指定管理者による補修

上記5(2)のとおり、本アリーナにおいて2010年4月以降の床板の補修は2014年6月から2018年12月にかけて、合計7回実施されている。

直近では2018年12月29日に、施工業者が危険度が高いと判断した全ての不具合箇所について補修工事が実施された。これは指定管理者が、三芳町との連絡調整会での確認事項や協議内容に従い、行ったアリーナ床の補修であり、この修繕費用24万8400円は指定管理者が負担したものである。

本件事故発生場所の床板については、2018年12月29日の補修の際には、床板の不具合は見受けられず、補修の対象箇所には含まれていなかった。よって、2018年12月29日時点においては、本件事故発生場所の床板については劣化していたと思われるものの不具合は認識されず、その後事故発生当日までの利用により、劣化がさらに進んだと考えられる。

② 床板の過度な水分の吸収やその乾燥の影響

本アリーナにおいては2017年10月及び2018年9月に台風による雨漏りが確認されているが、いずれも本件事故発生現場付近ではなかった。また、本件事故直後には結露や水分付着は見受けられなかった。

他には、北海道パーケット工業(株)から、かつて水拭きがあった旨が指摘されている。これは本件事故の要因として断定はできないものの、その可能性を否定することはできない。

なお、三芳町及び指定管理者は、過去において水拭き、ワックス掛けは行っておらず、これを誰がいつの段階で行ったものかは判明しなかった。

③ 木製床の使用に伴う劣化及び水分以外で床板の不具合を生じさせた要因

消費者安全調査委員会による報告書において、木製床の使用に伴う劣化及び水分以外で、床板の不具合を生じさせた要因として、「土砂等の異物」、「傘の先や金属製の椅子など尖った硬い物」、及び、「重量物の影響」が挙げられている。

ア 「土砂等の異物」について

本アリーナの本件事故当時のメンテナンスは下記のように行われていた。

(i) 日常点検

日常点検はスタッフ1名が1回20分ほどかけて毎日3回(昼前後、夕方、

閉館時)行うべきものとなっていたが、大会で終日使用する際等は、アリーナ内に立ち入った点検は閉館時の 1 回のみ点検の時もあった。アリーナ点検時は、点検スタッフがアリーナを歩いて見て回っていた。巡回点検時アリーナが使用中の場合は 2 階から目視で点検するのみにとどまっていた。上記の点検は、OJT(On The Job Training)⁷により教育されたスタッフが行うが、点検マニュアルは特に整備されていなかった。

また、アリーナ利用者には使用後、モップでの「乾拭き」と利用報告書の提出が義務づけられていた。

なお、事故前日の目視点検および最終利用の報告書において本件事故発生場所の不具合は発見されなかった。

(ii) 日常清掃

木製床の日常清掃は前述の利用者によるモップでの「乾拭き」による清掃をメインとしており、それ以外は委託業者による隔日でのアリーナ外周部に溜まったゴミの掃き掃除及びモップ掛けを行っていた。

(iii) 定期清掃

毎年 2 回 9 月初旬と 12 月末に行われていた。モップによる「乾拭き」がメインで汚れが落ちない箇所は掃除機を使用していた。それでも落ちない汚れは木製フロアメンテナンスの専門書（以下「専門書」と言う）で推奨されているように堅く絞ったモップで水拭き清掃をし、その後乾拭きを行っていた。

(iv) 検討

上記のような、メンテナンスの状況から考えれば、本アリーナの床面に、土砂等の異物があつたことを裏付けるような事情は認められず、本件事故発生の要因である可能性は低いと考えられる。

イ 「傘の先や金属製の椅子など尖った硬い物」について

(i) 傘

三芳町総合体育館においては、入口に傘置きがあり、また利用者は、アリーナ内には傘を持ち込むことが禁止されている。また、本アリーナの床面の傷には、傘の先の傷と思われるような痕跡も確認されていない。

したがって、本アリーナの床面が、傘の先によって傷が付いた可能性は極めて低いと考えられる。

(ii) 金属製の椅子

本アリーナで使用しているパイプイスは、アリーナ床との接地面にカバーがされており、直接床面に打痕を残した可能性は低いと考えられる。

⁷従業員の職業訓練方法で、仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識・技術を習得させるもの

(iii) 体育器具

本件事故後の北海道パーケット工業(株)による調査報告書には、「体育器具での打痕が多数ある。」との記載がされている。

本アリーナで使用している体育器具として、移動式バスケットゴール、バレーボール等の支柱がある。移動式バスケットゴールについては後述する。

バレーボール等の支柱については、支柱を差し込む場所が決められており、本アリーナでは、支柱を設置する場所の周辺には打痕が多数存在する。支柱の設置場所周辺の打痕については、支柱を設置する前に支柱を設置場所付近の床面に直接置いてしまい、床面に傷が付いた可能性がある。

しかし、本件事故発生場所は、バレーボール等の支柱の設置場所の周辺ではないため、これが本件事故の要因である可能性は低いと考えられる。

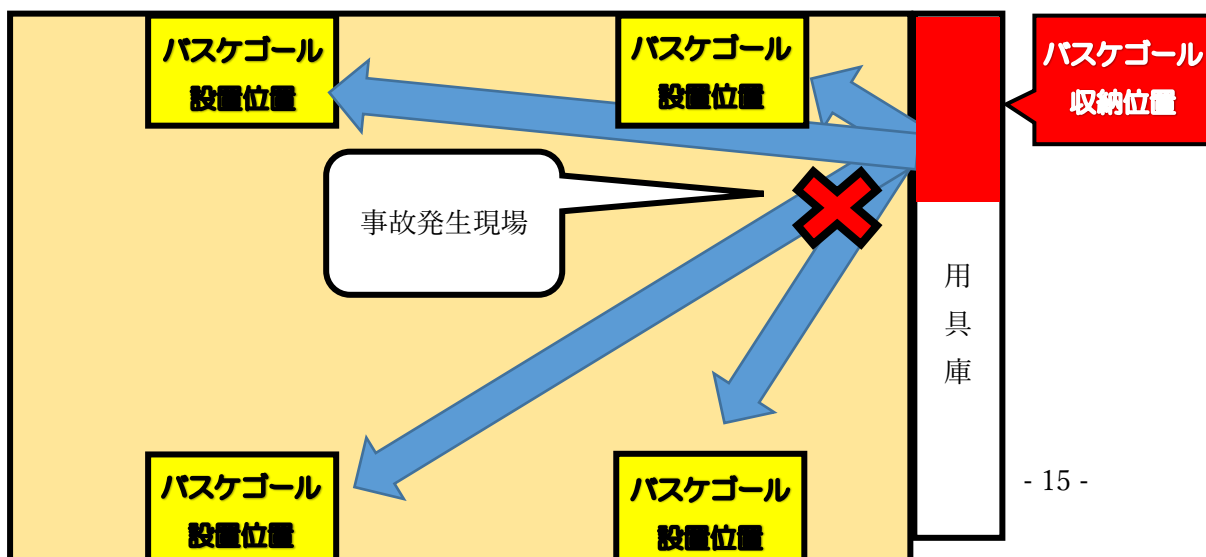
ウ 「重量物の影響」について

スポーツ施設(株)による体育館全面点検報告書において、移動式バスケットゴールに関して「今回、点検口から床下を点検したところ補強材は入っていませんでした。補強材が設置されていない木製床を、約1000kgを超える移動式バスケットゴールが移動したことで反っている木製床を傷めた理由と考えます。」との記載がされている。

また、北海道パーケット工業(株)による調査報告書において、「フローリングの劣化が激しい箇所はバスケットゴールの設置位置、又バスケットゴールを運ぶ経路と考えられる。」との記載がされている。

本件事故発生場所が移動式バスケットゴールの収納位置(用具庫)とバスケットゴールの設置位置との直線上にあること※注1参照、バスケットゴールの移動に対する床板の動線に負荷が集中したこと、専門書で推奨されているようにバスケットゴール移動の際に合板等を敷いていなかったこと等を総合すると、これが床を劣化させ、本件事故の原因となった可能性が高いと考えられる。

※注1 事故現場とバスケットゴールの位置関係(アリーナ平面図)



(4) 床面の確認方法について

① 床面の確認方法

本件事故の発生までの指定管理者による日常点検では床板の不具合の発見はなかった。

点検状況としては、前日 21 日 22:00 のアリーナ全体の目視確認と、当日 22 日 11:30 から（アリーナが 9:00 から使用中であったため 2 階部分から実施）目視確認が行われた。2 階部分からの目視では、床のささくれ・反りなどの状態がよく確認できないため、前日 22:00 の点検が床面を近い位置で確認できる事故の事前の機会であった。

確認項目は、以下のとおり広範囲のものであった。

- 原状復帰されているか
- 汚れ、破損箇所はないか
- 落とし物・忘れ物はないか
- 清掃用具確認
- 戸締まり確認
- 不審者・不審物確認
- 空調・照明・音響確認
- 部屋の分割、鏡の移動

② 定期点検

専門書により推奨されている、木製床のフロアメンテナンスの専門家（以下「専門家」と言う）による定期的な点検は行われていなかった。

③ 検討

前述の点検方法も含め、以下の 3 点が本件事故の原因となった可能性が高いと考えられる。

- * 指定管理者による日常点検の方法として、確認事項が広範なものであり、床面に特化して綿密な点検を行うという内容とはなっていなかった。
- * 消費者安全調査委員会による報告書等で推奨される点検方法を採用していなかった。
- * 専門家による定期的な木製床の点検が行われていなかった。

7 事故原因に関する意見

以上のような事象に鑑みると、本件事故原因である可能性が高いものとして考えられるのが、6 (3) ①「木製床の使用に伴う劣化」、及び、6 (3) ③ウ「重量物の影響」（バスケットゴールの移動に対する床板の動線に負荷が集中したこと）の 2 点がまず挙げられる。

また、6(3)②「床板の過度な水分の吸収やその乾燥の影響」については、上記2点と比較すると、本件事故の要因としては弱いものと考えられるが、過度な水分の吸収やその乾燥の影響が、①「木製床の使用に伴う劣化」に影響を及ぼした可能性もある。

さらに6(4)「床面の確認方法」が不十分であったことが挙げられる。

以上の事情を総合考慮すると、本件事故は、上記に記載した要因が重なり合って発生したと考えられる。

8 再発防止策

上記6および7の内容を鑑みて、いくつかの問題点が認識された。それらを改善するための所有者と管理者に分けて再発防止策を提言する。

(1) 所有者（三芳町）

- ① 床面の全面改修を速やかに実施する。
- ② ①に加えてバスケットゴールの移動経路に対して、更なる床下補強を追加実施する。
- ③ 整備状況を管理者と共有し、推奨時期に合わせた補修や修繕を実施する。
 - ・ 管理者からの報告に関しヒアリング等十分な調査を実施する。
 - ・ 状況により管理者の意見を参考に適切な補修を実施すると共に、長期的な修繕計画を立案する。

(2) 管理者（東京ドーム・トーイツリーググループ）

- ① 施工業者の意見及び専門書を研究し、最適な点検となるチェックマニュアル・チェックリストを整備すると共に、これらに基づく点検を実施する。
 - ・ 1日3回の通常点検については、安全管理内容を含んだ点検項目を改めて定め、確認作業を実施する。
 - ・ 1週間に一度は「スポーツフロアのメンテナンス」⁸を参考に触診等を含む床面の管理に特化した点検を実施し、不具合箇所の早期把握に努める。
- ② 点検にて認識された不具合は全て記録し、月1回（重大なものは直ちに）書面にて所有者に報告し、必要な修繕を実施、又は提案する。

⁸財団法人 日本体育施設協会 フロア部会発行のスポーツ用木製床に関する専門書

- ③ 土足禁止や飲み物の持込方法、大会時等全面貸切利用の際の主催者による床面確認方法等の注意書きを記載したご利用案内を配布する等、施設の適切な使用を利用者に啓蒙する。
- ④ バasketゴールの移動については、床下補強の実施にあわせ、適切な運搬経路として運用されるよう、指定管理者は運搬時に立会い、利用者に指導する。また、補強部分以外を使用し、重量物を運搬する場合は合板等を敷設するよう利用者に指導する。

9 おわりに

今回の事故は前述した複数の要因が重なり合って発生した可能性が高い。しかしながら床板の全面的な改修工事の準備を進めていたとは言え、結果的に工事の実施が遅れた形となってしまったこと、また管理面においても推奨される点検方法が行われていなかったことは事実であり、その責任は所有者である三芳町と管理者である東京ドーム・ホールツリーグループ双方にある。

今後は、それぞれの安全点検の徹底を含む役割分担・協力体制をより具体的かつ明確にし、二度と本件のような事故が起こらない様にするための抜本的な対策を講じる必要がある。

最後に、負傷者の 1 日も早い回復と活躍を祈念するとともに、町民をはじめとする利用者の安全を優先した運営体制を確立していただきたい。

以 上

三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する基本協定書

三芳町（以下「甲」という。）と東京ドーム・トールツリーググループ以下「乙」という。）とは次のとおり三芳町体育施設および三芳町文化会館以下「体育施設および文化会館」という。）の指定管理業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は甲と乙が相互に協力し、体育施設および文化会館（以下「管理施設」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、管理施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するスポーツ関係サービスと芸術文化サービスの効果及び効率を向上させ、もってスポーツを通しての健康増進と地域文化の一層の進展を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、管理施設の設置目的、指定管理者の指定の意義および管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲および乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **業務仕様書** 三芳町総合体育館、運動公園グラウンド、運動公園テニスコート、竹間沢テニスコートおよび弓道場並びに文化会館指定管理者募集要項に示された本業務に係る業務仕様書をいう。
- (2) **提案書** 本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した事業計画をいう。
- (2) **指定管理料** 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (3) **年度協定** 本協定に基づき各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理料を定めるために甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (4) **基本事業計画書** 指定管理者の公募時における乙の提案を基に甲乙協議の上調製する指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (5) **年度事業計画書** 基本事業計画書に基づく各年度の本業務の実施に係る事業計画書をいう。
- (6) **不可抗力** 天災（地震、落雷、洪水、異常降雨、土砂災害等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者の増減は不可抗力に含まないものとする。

(7) **独自事業** 本協定に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は下記のとおりとする。

- (1) 管理施設 「管理施設配置図」を参照
- (2) 管理物品 「体育設備品一覧」を参照
「文化会館備品一覧」を参照

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 乙が管理する指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 三芳町体育施設条例第4条および三芳町文化会館条例第4条の規定する本業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) 施設の設備及び器具の維持管理に関する業務
- (4) 事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 利用料金の收受、減額、免除及び還付に関すること。
- (6) 本業務に付随して行う業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 町民意見の聴取及び反映
 - エ 自己評価の実施
 - オ 指定期間終了にあたっての引継ぎ
 - カ その他指定管理業務を行う上で必要な業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は業務仕様書および各年度事業計画書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が実施するものとする。

- (1) 管理施設の目的外使用許可
- (2) 管理施設の修繕業務（1件20万円以上のもの）

(業務の条件)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない本業務の実施に要求される条件は、業務仕様書及び年度事業計画書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務の条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務の条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務の条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、関係法令のほか、本協定、年度協定、業務仕様書、提案書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、業務仕様書、提案書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は本協定、基本事業計画書、年度協定、年度事業計画書、業務仕様書、提案書、募集要項の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書にて業務仕様書、提案書を上回る条件が提案されている場合は、事業計画書に示された条件によるものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任と費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕等)

第14条 管理施設の修繕、改造、改築、増築及び移設については、次項に定めるものを除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、各年度の指定管理料に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものとする。ただし、緊急を要する等の場合、乙は甲の承認を得て20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕を行うことができる。

3 各年度の指定管理料に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事案が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

(緊急時の対応)

第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 の旨

を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理・情報公開)

第16条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三芳町個人情報保護条例（平成15年条例第28号）の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人の情報の漏洩、滅失及び毀損の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために、三芳町個人情報保護条例施行規則に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項について、施設内での資料の備え付けその他の方法により適時公表するものとする。

(1) 管理業務の実施状況（施設設備維持管理状況等）

(2) 施設の利用状況（利用者数、利用率等）

(3) 事業の実施状況（実施した事業の状況等）

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 利用者の意見、要望

(近隣対策)

第17条 乙は、管理施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、乙は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において乙は問題発生時及び解決時それぞれ状況を甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、「備品一覧」に示す備品等（以下「備品等」という。）を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な常態で保つものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は乙との協議により、必要に応じて当該備品等を調達するものとする。

4 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品等を毀損したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しその費用を弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能および価値を有するものを調達しなければならない。

5 乙により購入された備品は甲に帰属するものとする。

第5章 業務実施にかかる甲の確認事項

(事業計画書)

第19条 乙は、乙の提案を基に甲と協議の上調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。なお、乙は、各年度の年度計画書を調製するために必要な事業提案、収支予算案等は当該年度の前年10月末日までに甲に提出するものとする。

(事業報告書)

第20条 乙は、本業務に関し毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報

告書を提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）
 - (2) 施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）
 - (3) 自主事業の実施状況（実施した事業の状況及び課題分析等）
 - (4) 利用料金その他管理経費等の収支状況
 - (5) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、甲が第37条から第39条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取消した場合には、指定管理者を取消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、毎月終了後、本業務に関し甲が指定する期日（翌月の15日まで）までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- (1) 管理物件の維持管理状況（修繕等の状況）
 - (2) 施設の利用状況（利用者数、利用率、利用不承認の件数・理由等）
 - (3) 自主事業の実施状況（実施した事業の状況）
 - (4) 利用料金その他管理経費等の収支状況
 - (5) その他甲が指示する事項
- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができる。
- （業務の実施状況の確認と改善勧告）
- 第21条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による本業務実施状況を確認することを目的として随時、管理施設に立ち入ることができる。また、甲は乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 前条及び第1項の規定による確認の結果、乙による本業務の実施が業務仕様書で甲に示した業務の水準要求を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。
- （監査）
- 第22条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法第199条第8項の規定により、乙に対し出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の監査又は前項の出頭等の要求があったときは、これに応じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料)

第23条 甲は、本業務の対価として乙に対し5年(指定管理期間)総額637,500,000円(税抜き)を超えない範囲で指定管理料を支払うものとする。

2 指定期間に係る指定管理料及び支払い方法は年度協定で定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第24条 甲又は乙は、第11条第1項の規定による変更に伴い、当初合意された指定管理料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書により指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

第7章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第25条 本事業にかかるリスク分担については、「リスク分担表(業務仕様書を参照)」に定めるとおりとする。

ただし、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとする。

2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第32条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第26条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により管理物件を損傷し、又は焼失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第27条 本業務の実施において乙の帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

3 前2項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法(明治29年法律第89号)及び国家賠償法(昭和22年法律第125号)に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立又は訴訟への対応)

第28条 乙は、本業務に関し、利用者又は町民から苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟を提起されたときは、甲と協議の上誠実に対応しなければならない。

2 前項に規定する対応により発生した増加費用については、乙の負担とする。

(保険)

第29条 本業務の実施に当たり、甲又は乙が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

甲	火災保険 施設賠償責任保険
乙	施設賠償責任保険 自主事業中止保険

(不可抗力発生時の対応)

第30条 不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失又は増加費用が発生した場合は、乙はその内容や程度の詳細を記載した文書により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定の定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなくなった場合、甲は乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、指定期間の満了に際し引継書を作成し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第34条 乙は、本協定の終了までに、管理物件を原状(本業務を開始する前の状態をいう。)に回復し、甲に対し管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、備品等については、乙は甲又は甲が指定する者に対して引継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(町による運営管理)

第36条 甲は、乙が何らかの事情により体育施設および文化会館の運営が困難になった場合は速やかに指定を取り消し、体育施設条例第16条及び文化会館条例第15条の規定に基づき町により管理運営を行うものとする。又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第37条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被り、その損害を甲が賠償しないとき。
- (3) 乙が自らの経営状況から判断して、又は乙の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。
- (4) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第33条から第35条までの規定は、第36条から前条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はこの限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第40条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

第10章 その他

(災害応急活動等)

第41条 乙は、災害時において、甲が「三芳町地域防災計画」に基づき行う次に掲げる災害応急活動等に、施設等の提供を含めて協力するものとする。

- (1) 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関すること
- (2) 利用者の避難誘導等安全確保に関すること
- (3) ボランティア等の活動支援に関すること
- (4) 避難した住民等擁護救援に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が協力要請した事項

2 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認める費用は、甲が負担するものとする。

(連絡調整会議等の設置)

第42条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、甲と乙の協議により別に定める。

(本業務の範囲外の業務)

第43条 乙は、管理施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により独自事業を実施することができるものとする。

2 乙は、独自事業を実施する場合は、甲に対し事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第44条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き文書により行わなければならない。

(協定の変更)

第45条 本業務に関し、特別な事情が生じたときは甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は急を要するものを除き、協定変更予定日の6か月前までに行うものとする。

(疑義について協議)

第46条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

協定締結日

平成26年12月8日

所在地 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
甲 名 称 三芳町
代表者 三 芳 町 長 林 伊 佐 雄 印

所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
乙 名 称 東京ドーム・トールツリーグループ
代表者 代表構成団体 株式会社ケイミックス
代表取締役 橋 本 鉄 司 印

資料 2

三芳町体育施設および三芳町文化会館の指定管理業務に関する平成30年度協定書

三芳町（以下「甲」という。）と東京ドーム・トールツリーググループ（以下「乙」という。）とは、三芳町体育施設および三芳町文化会館の管理に関する基本協定に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（平成30年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、本業務の内容について、平成30年度事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料の支払）

第3条 甲は、乙に業務実施に係る対価として、金126,900,000円を支払うものとする。（上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。）

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、「指定管理料支払内訳書」（別紙1）の定めるところにより、所定の手続きに従って30日以内に対価を支払うものとする。

3 基本協定第20条第1項による収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないとき、またはその費用が対価の額を超えたときについても精算をしないものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、管理運営費についてその支払いの内訳を明らかにした精算書及び関係書類を提出しなければならない。

4 基本協定36条から38条の規定により、指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、指定管理料の精算をするものとする。

5 体育施設及び文化会館の利用料について前年度に収納した当該年度分の利用料は精算しないものとする。

（管理施設の改修等）

第4条 業務に係る管理施設の改築及び修繕については、「施設の改築及び修繕の実施区分」（別紙2）に定めるとおりとする。

2 乙が故意または過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。

2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年4月1日

所在地 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
甲 名称 三芳町
代表者 三芳町長 林 伊佐雄 印

所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
乙 名称 東京ドーム・トールツリーグループ
代表者 代表構成団体 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本鉄司 印

別紙1（第3条関係）

指定管理料支払内訳書

支払予定月	指定管理料	当該月	備考
平成30年4月	31,725,000 円	4月・5月・6月分	
平成30年7月	31,725,000 円	7月・8月・9月分	
平成30年10月	31,725,000 円	10月・11月・12月分	
平成31年1月	31,725,000 円	1月・2月・3月分	

施設の改築及び修繕の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			町	指	
建 物	改築又は大規模改修	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取り換え	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が管理すべきものであるため、必要に応じて町が行う
	上記以外の改築、改装	いわゆる「模様替え」		○	乙は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
	20万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等		-----		基本的に構築物での新設は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び20万円以上の修繕		○		
	20万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等		-----		基本的に構築物での新設は考えていないが、必要に応じ協議する。
	資本的支出及び20万円以上の修繕		○		
	20万円未満の修繕			○	本来の効用維持年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。

基本的な考え方

※1 原則として、本来の効用維持年数を維持するために必要な限度の維持修繕(小修繕:20万円未満のもの等)は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は、甲が実施する。

※2 乙は、建築物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕にあたっては原則としてあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

三芳町総合体育館、三芳町運動公園グラウンド、三芳町運動公園テニスコート、三芳町竹間沢テニスコート、三芳町弓道場および三芳町文化会館(愛称:コピスみよし) 業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、三芳町総合体育館、三芳町運動公園グラウンド（多目的広場含む）、三芳町運動公園テニスコート、三芳町竹間沢テニスコート、三芳町弓道場（以下「体育施設」という。）および三芳町文化会館（愛称コピスみよし。以下「文化会館」という。）の募集要項と一体のもので、指定管理者が実施する指定管理業務に関して三芳町教育委員会（以下教育委員会という。）が業務の基準を示すものである。

応募者は、この仕様書や募集要項等に示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分に留意すること。

2 体育施設、文化会館の管理運営に関する基本的な考え方

体育施設・文化会館を管理運営するにあたり、法令・条例等を遵守するとともに各種の計画等を習熟し、併せて次の事項を遵守すること。

(1) 体育施設は、町民のスポーツ・レクリエーション、健康増進活動の推進を図るため設置されている。運営に際しては、地域スポーツ施設の拠点として、利用者の立場に立って、施設の運営と管理の充実を図っていくことを基本的な運営方針とすること。

また文化会館は、文化会館運営基本方針に基づき、芸術文化活動の発表、優れた芸術文化にふれあう鑑賞機会の提供、町民の芸術文化活動への参加を促進する機会の提供を行うことを役割とし、設置されている。運営に際しては地域の芸術文化の拠点として、利用者の立場に立ち施設の運営と管理の充実を図っていくことを基本的な運営方針とすること。

(2) 来場（館）者が快適に利用できるようにサービス体制を確保すること。

(3) 利用者が行なうスポーツ大会や発表会・演奏会などの支援を十分に行うこと。

(4) 集客力の向上、施設利用率の向上に努めること。

(5) 常に利用者の立場に立った運営を行い、利用者の意見や要望を反映させること。

(6) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利または不利になるような取り扱いを

しないこと。

(7) 個人情報の保護を徹底するとともに、情報の公開を適切に行うこと。

(8) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

(9) 行政（教育委員会）の担当部署と連携を図ること。

3 施設の概要

○体育施設

(1) 名称および所在地

名称	所在地
三芳町総合体育館	三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町運動公園グラウンド	三芳町大字藤久保1118番地1
三芳町運動公園テニスコート	三芳町大字藤久保1120番地1
三芳町竹間沢テニスコート	三芳町大字竹間沢 254番地1
三芳町弓道場	三芳町大字藤久保1120番地1

(2) 三芳町総合体育館の概要

①建物概要

竣工時期：平成18年3月

構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造4階建

建築面積：2,851㎡

延床面積：5,933㎡

②施設概要

◆アリーナ 約39m×40m、1,571㎡

(主な利用種目：バスケット2面・バレー3面・バドミントン8面・卓球21台)

◆多目的室 約17m×17m、290㎡

(主な利用種目：エアロビクス・健康体操・ヨガ・ダンス)

◆武道場 約16m×23m、372㎡

(主な利用種目：柔道・剣道・空手・太極拳)

◆研修室 153㎡ (定員90名)

◆会議室1 48㎡ (定員24名)

◆会議室2 63㎡ (定員30名)

◆フィットネスルーム 352㎡ (ランニングマシン16台・バイク12台・筋トレマシン20台)

◆その他

(ランニングコース1周166m・ロッカールーム・シャワールームほか)

(3) 三芳町運動公園グラウンドの概要

①敷地概要

設置時期：昭和62年5月

敷地面積：28,607㎡

②施設概要

◆グラウンド

陸上競技用で使用した場合300mトラック（全面）

軟式野球用2面・ソフトボール用4面（半面単位）

◆多目的広場 約40m×40m、1,600㎡（芝生部分）

※貸出対象ではなく、自由に利用できる広場として利用

◆管理棟

竣工時期：昭和62年4月

構造：鉄骨造スレート葺平屋建

建築面積：66.24㎡

一般社団法人 三芳町シルバー人材センターに再委託して管理。管理人は常駐1名で、季節により（開場時間に対応し）勤務時間は変動。予約の受付、料金の収受は一括して体育館で行うこと。

※開場時間

1月・2月・11月・12月 8時から16時まで

3月・4月・9月・10月 7時から17時まで

5月・6月・7月・8月 6時から18時まで

◆運動公園トイレ

竣工時期：昭和62年4月

構造：コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築面積：32.91㎡

常時利用可能（一部施錠）

◆多目的広場トイレ

竣工時期：平成20年3月

構造：鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積：65.02㎡

利用時間 7時から21時30分まで（施錠）

(4) 運動公園テニスコートの概要

①敷地概要

設置時期：平成13年4月

敷地面積：5,771㎡

②施設概要

◆テニスコート クレーコート 6 面

◆駐車場 30 台

※駐車場は弓道場と兼用。駐車場入口は施錠すること。

(5) 竹間沢テニスコートの概要

①敷地概要

設置時期：平成 4 年 9 月

敷地面積：5, 332 m²

②施設概要

◆テニスコート クレーコート 4 面

◆駐車場 30 台

駐車場入口は施錠。解錠・施錠とも管理人が行う。

解錠時間：5 時 45 分～6 時 45 分

施錠時間：18 時～19 時

毎日朝夕 1 時間、解錠・施錠の他、施設の確認および清掃業務

(6) 弓道場の概要

①敷地概要

設置時期：平成 13 年 4 月

敷地面積：1, 059 m²

②施設概要

◆弓道場 6 人立

構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築面積：251 m²

管理時間：13 時～17 時(月・金)

○文化会館

(1) 名 称

三芳町文化会館 (愛称：コピスみよし)

(2) 所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

(3) 施設等の概要

①建物概要

竣工時期：平成 13 年 9 月

構 造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階 数：地上2階
建築面積：2, 194 m²
延床面積：3, 965 m²

②施設概要

- ◆ホール（舞台：幅10m～12.5m、高さ6.5m～7.8m、客席：椅子席497席、親子室6名、計503席）
- ◆楽屋1 21.29 m²（定員6名）
- ◆楽屋2 22.37 m²（定員6名）
- ◆楽屋3 29.76 m²（定員10名）
- ◆ミニホール 165.64 m²（定員130名）
- ◆会議室1 51.80 m²（定員30名）
- ◆会議室2 50.40 m²（定員30名）
- ◆展示室 90.00 m²（展示用ワイヤーフック付）
- ◆展示スロープ（展示用ワイヤーフック付）
- ◆音楽スタジオ 44.10 m²（定員20名）
- ◆多目的室 247.90 m²（厨房含む）

※多目的室については、現在指定管理者が「福祉喫茶ハーモニー（実施主体：社会福祉法人人間東部福祉会太陽の家）」と協力してレストランを開設。今後も進めていくこと。詳細については協定締結時に別途協議を行う。

4 管理の基準

(1) 休館日

- ①体育施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。
- ②文化会館の休館日は、毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日。）、および12月28日から翌年1月4日までとする。
- ③指定管理者が必要であると認めたときは、教育委員会の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

(2) 利用の制限

次の場合には、利用を許可することができない。

- ①公益を害し、または風俗を乱すおそれがあるとき
- ②施設または附属設備等を損傷するおそれがあるとき
- ③その他管理上支障のあるとき

(3) 利用許可の取消し等

次の場合には、利用の条件の変更、もしくは利用の停止、または許可の取消しをすることができる。

- ①利用の目的または利用の条件に違反したとき
- ②条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき
- ③維持管理上または公益上特に必要があると認められたとき

(4) 利用者に課す義務

指定管理者は、下記の事項について施設の利用者に遵守させ、体育施設および文化会館の適切な管理運営を行うこと。

- ①利用権の譲渡等の禁止
- ②原状回復の義務
- ③損害賠償の義務

(5) 利用料金の設定と減免

利用料金の額は、条例および規則に定める額の範囲内（消費税含む）において、指定管理者が町長の承認を得て定めることができる。なお、体育施設については利用料金の減額免除の規定があるので、各施設の管理規則を参照すること。

(6) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理運営業務の全部、もしくは一部を第三者に委託、請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合は、当該業務の一部について、第三者に委託、または請け負わせることができる。第三者の使用は、すべて指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、指定管理者の責めに帰すること。

(7) 町の施設利用に関する申請時期の取扱いについて

指定管理者は、体育施設の利用に関し原則前年度末に行われる利用調整会を経た公用および各競技団体の主催する大会で町より要請がある利用申請について、一般の受付時期より前であっても予約を受け付けるものとする。また、文化会館の利用についても町が主催する催し物で町より利用申請があった場合、一般の受付時期より前であっても予約を受け付ける場合もある。この他、慣例による優先利用については、協定締結時に別途協議すること。

(8) 開館（場）時間・利用承認

○体育施設

①開館（場）時間

下記のとおりと定める。なお、指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て開館時間の変更することができる。

体育施設の名称	開館（場）時間
三芳町総合体育館	9時から22時まで
三芳町運動公園グラウンド (多目的広場含む)	7時から21時まで

三芳町運動公園テニスコート	1月・2月・11月・12月 8時から16時まで 3月・4月・9月・10月 7時から17時まで
三芳町竹間沢テニスコート	5月・6月・7月・8月 6時から18時まで
三芳町弓道場	7時から21時まで

②利用承認

指定管理者は、施設および附属設備利用の公平と平等に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、正当な理由がない限り利用を拒むことができない。施設および附属設備の利用承認の手順は次のとおりである。

- ア 申込の受付
- イ 利用申請書・利用連絡表の受付
- ウ 利用料金の徴収、領収証の発行
- エ 利用許可書の発行
- オ 利用上の注意説明、利用指導

※施設提供に関しては、利用者との事前の打ち合わせを行い、全職員が理解し対応すること。

○文化会館

①開館時間

9時から22時まで。ただし、文化会館のチケット販売は9時から21時30分まで。なお、指定管理者が特に必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て開館時間の変更することができる。

②利用承認

指定管理者は、施設および附属設備利用の公平と平等に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、正当な理由がない限り利用を拒むことができない。施設および附属設備の利用承認の手順は次のとおりである。

- ア 申込の受付
- イ 利用申請書・利用連絡表の受付
- ウ 利用料金の徴収、領収証の発行
- エ 利用許可書の発行
- オ 利用上の注意説明、利用指導

※ホール、ミニホールはもとより、施設提供に関しては、利用者との事前の打ち合わせを行い、全職員が理解し対応すること。

5 法令等の遵守

指定管理業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守し適正な管理を行うこと。

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。

- ・三芳町体育施設条例
- ・三芳町体育施設管理規則
- ・三芳町文化会館条例
- ・三芳町文化会館施行規則
- ・三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・地方自治法、三芳町行政手続条例ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・消防法ほか消防関係法規
- ・三芳町個人情報保護条例
- ・三芳町情報公開条例
- ・三芳町が管理する公共施設に係る三芳町公共施設予約システムの運用に関する規則
- ・三芳町公共施設予約システム利用者規約
- ・三芳町公共施設予約システム運営委員会規約
- ・三芳町教育委員会が管理する公共施設に係る三芳町公共施設予約システムの運用に関する規則
- ・三芳町行政手続等オンラインシステム利用者規約
- ・三芳町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- ・町長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- ・その他関連する規定

6 体育施設および文化会館の事業に関する業務の基準

地域のニーズや実情を考慮しつつ、幅広い年齢層を対象と各事業を実施すること。指定管理者の応募にあたっては、独自のノウハウを活かした提案を行うこと。指定管理料により行う事業（イベント）については、教育委員会と共催とし、企画内容や実施形態については町、教育委員会の意向をもとに、教育委員会担当と打ち合わせを行い実施すること。初年度は、指定管理者からの提案をもとに、契約終了後直ちに打ち合わせを行う。独自事業（指定管理業務以外の業務で指定管理業務の実施を妨げない範囲において指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業）を計画するにあたっては、町民の施設利用に配慮すること。ホームページについては可能な限り工夫を凝らし、常に更新に心がけ情報を発信すること。

○体育施設

(1) 町民のスポーツ・レクリエーション活動の普及推進

町民のスポーツ普及・奨励を行うため、各種スポーツ教室、講習会、交流大会およびイベントを開催すること。

(2) スポーツ・レクリエーション活動を行う町民等の育成推進

町民が企画・運営するスポーツ大会をバックアップし、地域スポーツの推進および育成に寄与すること。

(3) 健康増進の推進

総合体育館を拠点に生活習慣病を予防する成人向けの運動プログラム、体力の維持向上を目的にした健康増進プログラム（健康体操、エアロビクス、太極拳など）を提供すること。

○文化会館

「生きる力を育む芸術文化～ワクワク、ドキドキの芸術文化を目指して～中間報告書」を参考とし提案すること。

(1) 地域の芸術文化活動発表の推進

住民が主体となる芸術文化活動の発表について、積極的かつ公平な支援を行うこと。

(2) 多様な要求に応える芸術文化のふれあいと鑑賞の推進

芸術文化について多様化する住民の要求に応えるため、優れた芸術文化活動にふれあえる機会を積極的に提供すること。

(3) 自らが多様な形で参加し、育ち合う芸術文化活動の創造と交流の推進

住民が芸術文化活動に様々な形で関わることができ、かつ交流を育むよう進める。

7 業務の範囲および具体的内容について

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければならない。また、施設の管理運営にあたり、以下に列挙する業務に関し、人員配置など適正に管理できるよう提案を行うこと。なお、管理運営にあたり町は必要な指示をすることができるものとする。

各施設の業務範囲および具体的内容は次のとおりとする。

(1) 施設の運営に関する業務

- ①受付・案内業務
- ②公共施設予約システムの維持に関する業務
- ③利用料の徴収等に関する業務
- ④スポーツ振興事業に関する業務
- ⑤施設設備の利用指導業務（安全利用指導）

- ⑥施設の巡回警備業務
- ⑦施設利用促進および紹介に関する業務（ホームページの制作等）
- ⑧自主事業業務
- ⑨舞台管理・操作業務
- ⑩公立文化施設協議会等に係る業務
- ⑪その他運営に必要とされる業務

(2) 施設の管理に関する業務

- ①建物および外構施設・設備保守点検業務
- ②空調・給排水設備等の操作および保守点検業務
- ③電気設備（音響・照明）の操作および保守点検業務
- ④衛生管理および清掃業務
- ⑤消防設備保守点検業務
- ⑥舞台装置の操作および保守点検業務
- ⑦舞台音響設備の操作および保守点検業務
- ⑧舞台照明装置の操作および保守点検業務
- ⑨ピアノ保守点検業務
- ⑩自家用電気工作物保安業務
- ⑪昇降機、自動ドア保守点検業務
- ⑫その他必要とされる点検保守業務

(3) その他町長が必要と認める業務

- ①事業計画書および収支予算書の作成
- ②事業報告書の作成
- ③関係機関との連絡調整（三芳町との定例会議の開催）
- ④指定期間開始前の引継事務
- ⑤指定期間終了にあたっての引継事務
- ⑥緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成および職員指導
- ⑦施設の管理運営全般のマニュアル作成
- ⑧職員に対しての運営管理に必要な研修の実施
- ⑨その他日常業務の調整

8 経費等について

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料については、三芳町が支払う指定管理料の総額（指定期間中5年間）の上限は、637,500,000円（税抜き）とする。この上限を超えないことを前提に

年度毎に町の予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年次協定を締結して支払う。支払方法は年次協定において定めることとする。

①町が支払う指定管理料（平成27年度指定管理料）に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 事業費
- エ 管理費（修繕費、保守管理費等）
- オ その他（租税公課、負担金等）

※人件費の中で受託施設（体育施設・文化会館）の統括責任者（常駐者）、文化会館の舞台管理（技術スタッフ）については、経費の補足説明に示した金額を参考にし、また、相応の給与を支払うものとする。また、統括責任者については、指定管理受託会社の正規社員（有期の契約社員不可）より人選するものとする。

②修繕費について

大規模修繕等の費用は、原則的に町が対応することとし、指定管理料に含まないものとする。1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理料に含む修繕費の範囲内で指定管理者が実施するものとする。また、管理運営経費に含む年間修繕費については年度協定において定めるものとし、年間修繕料を超えた以後に発生した案件については、協議して対応することとする。

③光熱水費について

文化会館部分の光熱水費（電気、水道）については、三芳町役場より供給されているが、文化会館で使用した相当分を町に納付するものとする。

(2) 利用料金収入

指定管理者は、施設、付属設備の利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。利用料金は、町が条例で定める範囲内で町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(3) その他の収入

その他の収入として、フィットネスプログラムによる収入、自主事業収入、共催事業収入、コピー機収入、公衆電話収入、物販収入等がある。

※ 飲料水自動販売機について協定締結時に別途協議する。

(4) 指定管理料の精算

指定管理業務を実施することで、利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、精算による返還を求めない。また、指定管理業務の実施において利用料金収入や自主事業収入に不足額が生じた場合にも町は補填を行わない。

(5) 会計の管理

指定管理者は、指定管理業務の実施に係る経理事務を行うにあたり、指定管理者が行

っている他の事業とは独立した会計帳簿書類及び経理を明確に区分するとともに、経理書類を開示すること。また、関係帳簿の公開や日常業務に関していつでも監査が受けられる体制を整えること。

指定管理業務に関連する出入金の管理は、団体の他の口座とは別に、三芳町受託施設専用の口座で管理すること。

9 町と指定管理者のリスク分担

町（教育委員会）と指定管理者のリスク分担は下表のとおりとする。

ただし、下表に定める事項で疑義がある場合または下表に定めのないリスクが生じた場合は、町と指定管理者が協議の上リスク分担を決定する。

(共通)

○主負担 △従負担

リスクの種類		リスクの内容・要因等	負担者	
			町	指定管理者
事業計画変更リスク		町の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○	
		上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○
募集要項リスク		募集要項の誤りによるもの	○	
仕様書等リスク		仕様書等の誤りによるもの	○	
制度関連リスク	法令の変更リスク	当該事業に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの		○
税制度リスク	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（町が申請を行うもの）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）		○
社会リスク	住民対応リスク	指定管理者の利益に関わる税制度の新設（変更）に関するもの		○
		上記以外の税制度の新設（変更）に関するもの	○	
環境問題リスク	環境問題リスク	当該施設の維持管理及び運営（指定管理者の業務範囲とされているものに限る）に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの		○
		上記以外の該当事業に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
		指定管理者の帰責事由による騒音、振動等の発生に関するもの		○

第三者賠償 リスク	上記以外の事由による環境問題の発生に関するもの	○	
	指定管理者の帰責事由による事故等に関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く）による事故等の発生に関するもの	○	
債務不履行リスク	指定管理者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能またはサービスの品質等が基本協定書、年度協定書、仕様書、募集要項、基本事業計画および年度事業計画において定められた業務に要求される水準（以下「要求水準」という。）を下回った場合に関するもの		○
	指定管理料の支払い、その他の町が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○	
不可抗力リスク	戦争、暴動、自然災害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	△	○
物価リスク	物価変動に関するもの		○
指定取消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定の取消しに関するもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による指定の取消しに関するもの	○	

（協定締結前段階）

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		町	指定管理者
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
協定締結リスク	町の帰責事由により協定が締結できない、または締結手続きに長期間を要すること等によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない、または締結手続きに長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない、または締結手続きに長期間を要すること等によるもの	○	○

(維持管理・運営段階)

リスクの種類		リスクの内容・要因等	負担者	
			町	指定管理者
維持管理・運営 開始の遅延リスク		指定管理者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く）による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
要求性能リスク		要求水準の未達、不適合等に関するもの		○
		町の指示による要求水準の変更等に関するもの	○	
施設瑕疵リスク		施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
施設 損傷 リスク	施設劣化 リスク	施設、設備等の経年劣化に起因する損傷に関するもの (20万円未満)		○
		施設、設備等の経年劣化に起因する損傷に関するもの (20万円以上)	○	
	施設損傷 リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備等の損傷に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く）による施設、設備等の損傷に関するもの	○	
備品調達リスク		町の備品に関するもの	○	
		上記以外の備品に関するもの		○
利用需要リスク		利用者の減少に関するもの		○
利用料金リスク		利用料金の上限額の変更に関するもの	○	
		利用料金変更の不承認に関するもの		○
		利用料金の徴収に関するもの		○
		利用料金の減免に関するもの		○
情報システム リスク		指定管理者が自ら構築する情報システムの開発、改修もしくはメンテナンスまたは誤作動、停止その他不具合に関するもの		○
		指定管理者が他の事業者との契約により指定管理業務に活用する情報システムの開発、改修もしくはメンテナンスまたは誤作動、停止その他不具合に関するもの		○

(事業終了階段)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		町	指定管理者
終了手続きリスク	町または次期指定管理者への引継ぎその他の指定管理業務の終了に伴う諸手続きその費用の負担に関するもの		○

10 事業報告等について

(1) 事業計画書および収支計画書の提出

毎年度10月末日までに、次年度の事業計画書および収支計画書を町に提出すること。

(2) 事業報告書の提出

指定管理者は毎月の業務および経理の状況について事業報告書を作成し、翌月の15日までに町に提出すること。

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、毎年度終了後60日以内に町に提出すること。

(3) 町民意見の聴取・反映

指定管理者は、町民等の意見・要望を事業企画や施設運営面に取り入れるよう努めること。意見を把握し、反映・改善を考えているかは提案事項とする。

(4) 自己評価の実施

指定管理者が行なう業務の質と利用者への適切なサービスの向上を図るため、定期的に自己評価を行い、町に報告するとともに今後の業務に反映させること。評価方法は提案事項とする。

11 備品について

指定管理者は、町の所有に属する物品（別途備品一覧）について、適正に管理すること。また、指定管理者は備品管理簿を備えること。

12 指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、体育施設および文化会館の業務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

13 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取消しをすることができるものとする。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償する。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、体育施設および文化会館の業

務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、町および指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、体育施設および文化会館の業務を遂行できるように引継ぎを行うものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第2順位の応募者と協定締結について協議を行うことがある。

(4) 施設賠償責任保険

現在加入している「公立文化施設賠償責任保険・公立文化施設災害補償保険」と同等以上の要件を満たす保険に加入すること。

①保険契約者 指定管理者

②保険期間 指定管理期間（毎年度更新も可）

③補償限度額 ア 身体賠償 1名につき 3億円

1事故につき 30億円

イ 財物賠償 1事故につき 1億円

（使用不能損害1事故につき3,000万円）

④補償する損害 本施設の所有、使用もしくは管理および施設内での業務遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(5) 自主事業中止保険（体育施設は除外）

町が現在加入している「公立文化施設自主事業中止保険」と同等以上の要件を満たす保険に加入すること。

①保険契約者 指定管理者

②保険期間 指定管理期間（毎年度更新も可）

③保険加入事業 公演料が100万円を超える催し物

1.4 原状回復

指定管理者は、協定の期間が満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、当町の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡す。

1.5 留意事項

(1) 防火管理者の選任

指定管理者は、防火管理者を選任するとともに、消防計画を作成し、消防用設備の維持管理、消火・避難訓練の実施など、防火管理上必要な措置を講じなければならない。

その方法は、提案事項とする。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律および三芳町個人情報保護条例の規定を遵守するほか、指定管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失および毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じなければならない。その方法は、提案事項とする。

(3) 情報公開の取扱い

指定管理者は、指定管理業務に関する情報の公開を行なうための必要な措置を講じなければならない。その方法は、提案事項とする。

(4) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、また受領する文書等は、三芳町取扱規程に準じて、適正に管理、保存するものとする。当該文書について、指定期間終了時に協議し対応する。

(5) 守秘義務・禁止事項

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすこと、自己の利益のために使用することは、指定期間終了後も一切禁止とする。また、指定管理者の本業に利益をもたらす事業や有利に働くような施設利用を禁止する。

16 その他

(1) 仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と誠意をもって協議し決定する。


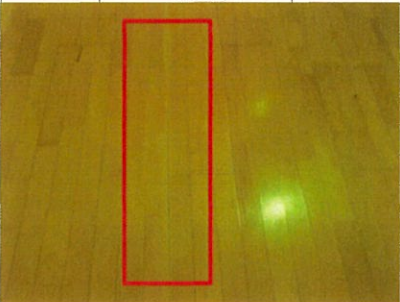
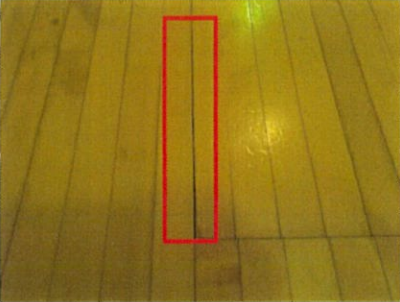

(2) 本仕様書に定めがないものについては、教育委員会と別途協議する。

体育館全面点検報告書			
点検日	平成31年2月26日(火)18:00~	点検場所 1Fメインアリーナ 4F武道場 3F多目的室	
点検内容	木製床面のささくれによる床面全面点検及び点検口から床下補強材の確認		
点検者	スポーツ施設㈱ 加藤 純		
点検内容			
1. 事故現場について			
	<p>発生現場について確認させて頂きました。</p> <p>事故現場を確認したところ既に木製床が剥がれている状況でした。写真①</p> <p>事故前の状況を把握していないので全てはわかりませんが、</p> <p>事故現場の周囲を確認したところ、床板の反りあばれ等はありませんでした。</p> <p>木製床は含水率、湿度等の変化により伸縮します。</p> <p>その大きさは木目の方向により大きく異なります。</p> <p>体育館の床は下地材などにより伸縮が拘束され、また床の表と裏で条件が異なりますのでその性状は複雑となり、床の伸縮や反り・あばれという現象となって現れます。</p>		
	写真①		
	2. メインアリーナについて		
		<p>メインアリーナを点検したところ、事故現場とは離れた場所に複数、床に傷、反り、あばれがありました。写真①~②</p> <p>今回のささくれ、反り・あばれ等の現象から考えられる理由として以下の2点が考えられます。</p> <p>①メインアリーナ木製床幅75mmの材料を使用しており、幅が広い分、反りが強く、使用している中で、端部が欠けてしまい、ささくれになったと思われます。</p> <p>②通常、移動式バスケットゴールがある体育館においてバスケットゴールの設置場所、移動経路には床下に補強材が設置されることが多いです。</p> <p>荷重の大きさや加わり方によっては床の耐力を超える場合があります。</p> <p>今回、点検口から床下を点検したところ補強材は入っていませんでした。</p>	
		写真②	

体育館全面点検報告書

点 検 日	平成31年2月26日(火)18:00~	点検場所	1Fメインアリーナ 4F武道場 3F多目的室
点 検 内 容	木製床面のささくれによる床面全面点検及び点検口から床下補強材の確認		
点 検 者	スポーツ施設株 加藤 純		

点検内容

	3. 4F武道場について
	<p>武道場を点検したところ、メインアリーナ同様、木製床のささくれ、反り・あばれ等の現象を起こしていました。また武道場においては湿度が高く、木製床が反りやすい環境となっております。</p> <p>写真③の照明から反射される光が波を打っていることから木製床が強く反っていることがわかります。</p>
	<p>写真④でわかるように武道場内で多く、木製床の反りを解消する補修の跡がありました。補強材が設置されない木製床を、約1000kgを超える移動式バスケットゴールが移動したことで反っている木製床を傷めた理由と考えます。</p> <p>補修をしてもまだ木製床の段差、反りが歩くとわかるような状況でした。武道場においては剣道などの素足でおこなうスポーツで使用されており、大変危険な状況です。1Fメインアリーナ同様、早急な対応が必要だと考えます。</p>
	<p>4. 多目的室について</p> <p>3F多目的室を点検したところ、メインアリーナ、武道場に比べ、木製床の反り、あばれは比較的少なかったと思いますが、木製床の隙間、割れ、ささくれは数ヶ所ありました。写真⑤</p> <p>日々、木製床は気温や、湿度によって伸縮するので、日常的な点検も必要です。</p>
	<p>木製床の隙間、割れ、ささくれの場所にはテープを張り養生をしました。ただし養生は一時的なものであって、再度、事故を起こさない為にも、早急な対応が必要と考えます。写真⑥</p> <p>5. まとめ</p> <p>今回、メインアリーナ、武道場、多目的室を点検させて頂きましたが、ささくれ、反り、あばれ、割れ等の危険な部分を数多く発見しました。</p> <p>体育館の機能の中で、床の持つ役割は最も重要なものです。安全上、競技上支障がある為、早急な全面改修が望まれます。</p>



2019/3/1

品質に関する調査報告

(株)東京ドームスポーツ 御中

北海道パーケット工業株式会社

東京支店

電話 03-3313-4181 FAX 03-3313-4034

物件名： 三芳町総合体育館
現場住所： 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1
施工時期： 平成 18 年 1 月頃
数量： 約 1,600 m²
製品名： スペシャルハイド かば 3P 21 mm x 225 mm x 1,800 mm
仕上げ： 工場塗装品の上、ライン塗装、2液ウレタン 1 回塗装
製造工場： 北海道パーケット工業(株) 本社工場
工場所在地： 北海道北斗市追分 5-6-20 TEL. 0138-49-5871
現場調査： 初雁興業(株)青木様 北海道パーケット工業(株)井村、中野
調査目的： フローリングが割れ、破片が刺さり、怪我をしたと報告を受ける。

調査日： 平成 31 年 2 月 28 日

- 状況： 1Fアリーナにて表面材の割れが発生している。(破片は病院で除去)
他にもササクれている個所が幾つかある。
乾燥により全体的に収縮気味で反りが若干みられる。
表面材が完全に剥離しているものが1か所。
過去に数回補修した形跡があるが、補修の仕方が違っており都度、異なる業者が施工していると思われる。
フローリングの劣化が激しい箇所はバスケットゴール設置位置、又バスケットゴールを運ぶ経路と考えられる。
表面塗装、ラインも剥がれている個所が多数ある。
過去に水拭きをしていた形跡がある。(現在の清掃は乾拭きのみ)
体育器具での打痕が多数ある。

要因： 施工後 13 年経過しており、塗装も劣化し、室内環境の影響は受けやすい状況と考えられる。
冬季の過乾燥により木材が収縮し、隙間が発生し、継手部分からささくれが発生するケースがある。
最初は小さなササクレでも、清掃の際にモップに引っ掛かり大きくなるケースがある。又、スライディング、フライングの際に体操着に引っ掛かり大きくなる。
バスケットゴールを運ぶ経路で劣化が激しい事から、重量物の移動の際のたわみがフローリングを割れに関係していると考えられる。
一般的にはバスケットゴールを移動する際、ベニア等で養生をして頂く様をお願いしておりますが、実際には直接床を走らせている様です。

見解： ご採用頂いたフローリングは削り、再塗装が可能な表層 6mm となっております。
住宅用に使われる表層 0.3~0.6mm のフローリングと異なり、表層の 6mm は木材の性質を多分に残しており、環境の湿度吸収をする働きもしております。この時、気中のみの湿潤、乾燥だけであれば充分耐えられますが、その他、外的な水分を多量、又は継続的に吸収しますと、反り、膨れ等の変化が生じることがあります。
今後も清掃は空拭きのみで水は使わぬ様、お願い致します。
又、前述の通り、削り替えが可能な製品ですので、サンダー掛けし、ポリウレタン塗装を施す、といった改修工事も可能ですのでご検討下さい。
床鳴りがほぼ無い事から、床下地の劣化は無いと思われれます。
但し、前述の通りバスケットゴールの移動経路で劣化が激しく、補強する必要があると思われれます。
経路と設置個所の支持脚、大引鋼等を増設し補強する事をお勧めします。

補修： 剥離したフローリングは張替が必要です。
表面材 1 枚ずつの張替が可能です。
張替用の表面材に関しては提供したいと存じます。

